

規制改革ホットライン処理方針  
(令和2年4月20日から令和2年6月19日までの回答)

投資等ワーキング・グループ関連

提 案 事 項	所管省庁 回 答	区分(案) (注)	別添の該当 ページ
監理技術者の配置における専任・常駐要件の緩和	検討を予定	◎	1
特定建築物の衛生管理や定期点検における見直し	現行制度下 で対応可能	◎	2
宿泊者名簿の完全電子化	作成: 対応不 可 登録: 現行制 度下で対応 可能	◎	3
宿泊施設におけるフロントレス環境の実現	対応不可	◎	4

## (注)

◎	各ワーキング・グループで既に検討中又は検討を行う事項
○	所管省庁に再検討を要請(「◎」に該当するものを除く)する事項
△	再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項
措置済	提案に対し、所管省庁がすでに対応を行った事項
無印	当面、検討を要しないと判断した事項

提案内容に関する所管省庁の回答

別添

投資等WG関連

番号:1

受付日	2年3月17日	所管省庁への検討要請日	2年4月23日	回答取りまとめ日	2年6月24日
-----	---------	-------------	---------	----------	---------

提案事項	監理技術者の配置における専任・常駐要件の緩和
具体的内容	建設業界における労働力不足が深刻化するなか、限られたリソースを複数の工事現場で有効に活用することが急務であることから、ICTの活用により常駐の場合と同水準の施工管理の実施を担保できる場合には、監理技術者が遠隔で複数の工事現場に係る職務を兼務できるようにすべきである。
提案理由	請負金額が3,500万円以上(建築一式工事の場合は7,000万円)の一定の建設工事に際して、請負事業者は「監理技術者」を配置しなければならない。監理技術者は、当該工事現場における建設工事の施工において技術上の管理を司る役割が期待されており、工事現場毎に「専任」の者であることが法律で求められている。専任の解釈としては、「他の工事現場に係る職務を兼務せず、常時継続的に当該工事現場に係る職務にのみ従事すること」と示されているため、監理技術者を確保できず工事の受注を見送る例が発生している。 専任の監理技術者が常駐することが原則(合理的な理由で工事現場を短期間離脱することは可能)となる一方で、工事に関する品質・原価・工程・安全・環境等に関する管理などの施工管理は、デジタル技術(WEBカメラを用いた現場状況の監視、TV電話システムを用いた作業指示等)を用いた遠隔管理により代替可能な範囲は十分に拡大していると考えられる。
提案主体	(一社)日本経済団体連合会

	所管省庁	国土交通省
制度の現状	建設工事を施工するために締結した下請契約の請負代金の額(当該下請契約が二以上あるときは、それらの請負代金の額の総額)が4,000万円以上(建築一式工事の場合は6,000万円以上)になる場合においては、当該工事現場における建設工事の施工の技術上の管理をつかさどる監理技術者を置かなければならないとされています。	
該当法令等	建設業法第26条第2項	
対応の分類	検討を予定	
対応の概要	監理技術者等に関する制度は、高度な技術力を有する技術者が施工現場においてその技術力を十分に発揮することにより、建設市場から技術者が適正に配置されていないこと等による不良施工を排除し、技術と経営に優れ発注者から信頼される企業が成長できるような条件整備を行うことを目的としており、建設工事の適正な施工の確保及び建設業の健全な発展のため、適切に運用される必要があります。そのため、専任要件の緩和については慎重に判断すべきと考えます。 一方で、建設業における将来的な技術者不足が懸念されることから、建設業法の改正により監理技術者補佐を専任で置いた場合には元請の監理技術者の複数現場の兼任を可能としています。(令和2年10月施行予定) 監理技術者の複数現場の兼任において、ICT技術の活用は効果的であると考えますので、今後も活用状況を注視してまいります。	

区分(案)	◎
-------	---

提案内容に関する所管省庁の回答

投資等WG関連

番号:2

受付日	2年3月17日	所管省庁への検討要請日	2年4月23日	回答取りまとめ日	2年6月24日
提案事項	特定建築物の衛生管理や定期点検における見直し				
具体的内容	ICTの活用を前提に、建築物環境衛生管理技術者の兼務制限を緩和するとともに、空気環境の定期測定を廃止すべきである。				
提案理由	<p>興行場や百貨店、図書館、博物館、店舗・事務所、旅館等の用途に供される部分の延べ面積が3,000平方メートルを超える建築物等は「特定建築物」と定義される。特定建築物の所有者は、当該特定建築物の環境衛生上の維持・管理に関する業務を全般的に監督させるため、建築物毎に「建築物環境衛生管理技術者」を選任する必要がある。</p> <p>当該建築物環境衛生管理技術者は原則として他の特定建築物の環境衛生管理技術者を兼務することが認められていない。</p> <p>また、特定建築物において、当該建築物の衛生環境を維持・管理する観点から、2ヶ月以内毎に一度、法令で指定された測定器を用いて空気環境を測定しなければならない。</p> <p>労働力不足が深刻化するなか、建築物環境衛生管理技術者の確保が困難になるとともに、人手による空気環境の測定が大きな負担となっている。デジタル技術の進展にともない、有資格者が遠隔で複数の特定建築物の衛生状態を確認して環境衛生上の維持・管理を行うことや、センサーを用いて空気環境を自動で測定することも可能な状況にある。</p>				
提案主体	(一社)日本経済団体連合会				

	所管省庁	厚生労働省
制度の現状	<p>建築物における衛生的環境の確保に関する法律においては、興行場、百貨店、店舗、事務所、学校等の用(以下「特定用途」という。)に供される相当程度の規模(特定用途に供される部分の延べ床面積が原則3,000㎡以上)を有する建築物で、多数の者が使用・利用するものを特定建築物と定義し、当該特定建築物の所有者等は建築物環境衛生管理基準に従って、2月以内に一回、定期に、居室の浮遊粉じんの量や二酸化炭素の含有率等を測定する等により、当該特定建築物の維持管理をしなければならず、維持管理を監督させるために、特定建築物ごとに建築物環境衛生管理技術者を選任する必要があります。</p> <p>また、建築物環境衛生管理技術者は原則、複数の特定建築物の建築物環境衛生管理技術者となることはできませんが、2以上の特定建築物について、相互の距離、それぞれの用途、構造設備等の状況等から、2以上の特定建築物の建築物環境衛生管理技術者となっても職務の遂行に支障がない場合は兼務することも可能です。</p> <p>空気環境の測定に用いる測定器は、浮遊粉じんとホルムアルデヒド以外の項目については、建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則(以下「規則」という。)において、規則に定める測定器と同程度以上の性能を有する測定器の使用が認められています。</p>	
該当法令等	<p>建築物における衛生的環境の確保に関する法律第4条第1項、第6条第1項                      建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行令第2条第1号                      建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則第3条の2、第5条                      建築物における衛生的環境の確保に関する法律等の施行について(昭和46年3月11日環衛第44号・最終改正平成11年3月30日生衛発第541号)                      建築物環境衛生管理技術者の選任について(平成14年3月26日健発第0326015号)</p>	
対応の分類	現行制度下で対応可能	
対応の概要	<p>2以上の特定建築物について、相互の距離、それぞれの用途、構造設備等の状況等から、2以上の特定建築物の建築物環境衛生管理技術者となっても職務の遂行に支障がない場合は、現行制度においても建築物環境衛生管理技術者が兼務することは可能です。</p> <p>また、空気環境測定の機器については、通知において、規則に定める測定器と「同程度以上の性能を有する測定器」を示しているところですが、センサーを用いた空気環境測定装置の測定の精度等が規則第3条の2第1号の手法と同程度以上であることをお示しいただければ、当該通知を改正する等により対応は可能です。</p>	

区分(案)	◎
-------	---

提案内容に関する所管省庁の回答

投資等WG関連

番号:3

受付日	2年3月17日	所管省庁への検討要請日	2年4月23日	回答取りまとめ日	2年6月24日
-----	---------	-------------	---------	----------	---------

提案事項	宿泊者名簿の完全電子化
具体的内容	予約時に登録された情報を用いて事業者が宿泊者名簿を作成できるようにするとともに、同名簿の提出も電子で可能とする措置を講じるべきである。
提案理由	旅館業法に基づき、宿泊施設の営業者は宿泊者の氏名や住所、職業等を記載した「宿泊者名簿」を作成・備え付けなければならない。法令上、情報通信機器を用いた名簿の作成・備え付けは禁止されていないが、「旅館業法に関するFAQ」においては、宿泊者本人による名簿の記載を事業者に求める記述が存在する。このため、インターネット予約が主流となり、利用者はネット経由で顧客情報を事前に登録しているにも関わらず、チェックインの際に改めて宿泊者名簿の記載・確認を行う必要が生じ、宿泊施設と顧客の双方の手間となっている。また、自治体の中には、紙媒体の宿泊者名簿の提出を求めるケースもあるため、作成・備え付け・提出を電子で一貫して行うことができない。
提案主体	(一社)日本経済団体連合会

	所管省庁	厚生労働省
制度の現状	旅館業法第6条第1項において、営業者は旅館業の施設等に宿泊者名簿を備え、宿泊者の氏名等を記載し、都道府県知事等の要求があるときは、これを提出することが義務づけられています。また、同条第2項において、宿泊者は営業者から請求があれば、氏名等を告げなければならない旨規定されています。	
該当法令等	旅館業法第6条	
対応の分類	作成:対応不可 登録:現行制度下で対応可能	
対応の概要	旅館業法施行規則第4条の2において、宿泊者名簿は正確な記載を確保するための措置を講じた上で作成することとされており、インターネット予約により事前に情報を得ている場合においても、チェックイン時に記載する必要があると考えております。ただし、必ずしもその場で全てを記載することまでは求めておらず、仮に予約情報を基に宿泊者名簿が作成できる場合には、宿泊者名簿の正確性を担保するために、チェックイン時に不足部分の記載を求め、本人による確認を行うことでも足りると考えられます。  なお、紙媒体の宿泊者名簿の提出を求めるか否かについては、法令上の規定はなく、都道府県知事等の判断に委ねられております。	

区分(案)	◎
-------	---

提案内容に関する所管省庁の回答

投資等WG関連

番号:4

受付日	2年3月17日	所管省庁への検討要請日	2年4月23日	回答取りまとめ日	2年6月24日
-----	---------	-------------	---------	----------	---------

提案事項	宿泊施設におけるフロントレス環境の実現
具体的内容	ICTを活用した宿泊施設におけるフロントレス環境の実現に向けて、以下2点を要望する。 ① 各保健所の見解を統一させるため、玄関帳場(フロント)が有人である必要性がない旨を全国の保健所に周知徹底すること。 ② 入国時に登録された認証データ(顔データ)と宿泊施設で撮影した旅行者の顔データを照合し、両者が一致した場合に旅券情報(国籍、旅券番号)を参照可能な仕組みを整備することで、宿泊者名簿への記載と旅券の写しの保存を不要とすること。
提案理由	2017年の旅館業法改正により、玄関帳場(フロント)における対面による宿泊者の確認義務についての見直しが行われた。具体的には営業者が設置したビデオカメラ等により、鮮明な画像で宿泊者の本人確認や出入状況の確認を常時実施すること等の要件を満たせば、玄関帳場(フロント)の設置が免除されることとなった。しかしながら、各地の保健所によって、有人でなければ旅館業の許可を与えない場合がみられ、行政機関の現場において制度改正が十分に浸透しているとは言い難い状況にある。 また、日本国内に住所を有しない外国人が宿泊する場合には、宿泊者名簿に国籍と旅券番号を記載するとともに、旅券の写しを保存しなければならない。 この状況は、旅館業法改正の効果を実質的に活かすことができず、宿泊施設の省人化・スマート化の推進に支障をきたしている。
提案主体	(一社)日本経済団体連合会

	所管省庁	厚生労働省
制度の現状	<p>旅館・ホテル営業については、旅館業法施行令第1条第1項第2号において、玄関帳場その他に当該者の確認を適切に行うための設備を求めており、その基準については、旅館業法施行規則(以下「規則」という)第4条の3において、事故が発生したときその他の緊急時における迅速な対応を可能とする設備を備えていること、宿泊者名簿の正確な記載、宿泊者との間の客室の鍵の適切な受渡し及び宿泊者以外の出入りの状況の確認を可能とする設備を備えていることとされています。</p> <p>また、規則第4条の2第3項において、宿泊者が日本国内に住所を有しない外国人であるときは、その国籍及び旅券番号を宿泊者名簿に記載させることとしており、通知において、旅券の写しを保存することを求めています。</p>	
該当法令等	<p>旅館業法施行令第1条第1項第2号、旅館業法施行規則第4条の2、第4条の3 旅館等における宿泊者名簿への記載等の徹底について(平成26年12月19付健衛発1219第2号)</p>	
対応の分類	<p>対応不可</p>	
対応の概要	<p>玄関帳場の代替設備については、規則第4条の3の各号を基準に、各自治体が条例等で設備基準を定め、適切に運用されていると承知しております。</p> <p>また、宿泊者名簿への国籍及び旅券番号の記載については、平成26年12月19日付健衛発1219第2号厚生労働省健康局生活衛生課長通知「旅館等における宿泊者名簿への記載等の徹底について」等によりお示ししており、旅券の写しの保存により代替して差し支えないこととしており、簡素化を図っております。</p>	

区分(案)	◎
-------	---